

伝統的工芸品産業支援補助金

令和3年度概算要求額 3.6億円（3.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 現在、235存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・小規模企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業は、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓などに対して支援します。
- なお、本事業は「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき経済産業大臣が指定した工芸品が対象であり、事業の申請に際しては、伝産法の規定による3～5年の事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を予め受ける必要があります。

成果目標

- 伝統的工芸品の生産額の増減率が、一般生活関連用品（工業統計）の増減率を下回らないことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、学校法人・コンサルタント等：1/2）

国

国指定伝統的工芸品の
製造協同組合等

補助上限額：2,000万円

事業イメージ

需要開拓事業

伝統的な技術・技法に基づく魅力的な商品を、国内外の見本市へ出展し、製品とその背景にある文化の発信など、伝統的工芸品産業の需要拡大や知名度の向上を目的とした事業を支援します。



【越後三条打刃物（新潟県）展示会出展】



【京鹿の子絞（京都府）展示会出展】

後継者育成事業（従事者等）

伝統工芸士等が実習や座学などの直接指導を行い、従事者の技術力向上、伝統的な技術・技法の習得などを通じ、後継者の創出を図る事業を支援します。



【読谷山花織・読谷山ミンサー（沖縄県）の実習の様子】

